

令和3年4月28日

生徒及び保護者各位

茨城県立勝田高等学校長 下山田 芳子

新型コロナウイルス感染症に係る本県のStageの移行について（通知）

平素より本校の教育活動に対しご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本校では2月22日以降、茨城版コロナ Next（コロナ対策指針）Ver. 3の【Stage 2】に基づき、通常授業を行っておりますが、このたび、4月26日の知事記者会見において、対策Stageを【Stage 2】から【Stage 3】とすることと、4月29日から県内9市町を感染拡大市町村に追加指定（指定数合計では15市町）することが示されました。

つきましては、本校において引き続き「学校再開ガイドライン」を活用し、感染症対策の確認及び徹底に努めて参りますので、下記の内容についてご理解をお願いいたします。

なお、家庭内においても、引き続き生徒の健康管理と併せて家庭内感染の観点から同居家族の健康状況にも留意願います。

また、新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しており、今後の国や県の通知によって本校の対応に変更が生じた場合は、随時連絡をいたしますのでご理解をお願いいたします。

記

1 茨城版コロナ Next（コロナ対策指針）Ver. 3

学校再開ガイドラインの遵守の徹底

【Stage 3】

2 本校における基本的な対応方針

「学校再開ガイドライン」（本校ホームページに掲載してあります。）の遵守により、感染症対策を徹底した上で、原則、学校活動は通常どおり行う。

（1）学校活動（登校、授業）は通常どおり行う。

（2）学校活動（部活動）は、通常どおり行うが、以下の点に留意する。

ア 大会については、学校としての参加を協議し判断する。参加する際には、保護者承諾を得るとともに、大会2週間前からの健康状態を確認する。

イ 県外及び県内の感染拡大市町村の学校との練習（試合・合宿を含む）については、今後の感染状況や競技の特性を踏まえ、万全の感染症対策を講じた上で学校として必要性を協議し判断する。

（3）発熱等の風邪症状がある生徒は、自宅で休養させる。

また、同居の家族に風邪症状が見られる場合も、生徒は自宅で休養させる。

（4）電車等の公共交通機関により、生徒が感染症への不安により遅れて登校する場合は、遅刻としない。

※ただし、上記（3）、（4）の場合は、その旨保護者が学校へ連絡すること。